

財務省告示第七十一号

財 務 省 告 示 第 七 十 一 号
国 債 の 発 行 等 に 関 する 省 令 (昭 和 五 十 七 年 大 蔵
省 令 第 三 十 号) 第 五 条 第 十 一 項 の 規 定 に 基 づ き 、
平 成 十 九 年 二 月 十 三 日 に 発 行 し た 割 引 短 期 国 債 の
発 行 条 件 等 を 次 の と お り 告 示 す る 。
平 成 十 九 年 三 月 九 日
財 務 大 臣 尾 身 幸 次

一 名 称 及 び 記 号 (回) 割 引 短 期 国 庫 債 券 (第 四 百 十 七

二 発 行 の 根 拠 国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 法 (明 治

三 法 律 及 び 所 属 法 律 第 六 号) 第 五 条 第

四 振 替 法 の 適 用 一 項 三 十 九 年 法 律 第 七 十 五 号 以 下

五 機 関 は 日 本 銀 行 と す る 。
用 を 受 け る も の と し 、 そ の 振 替

六 札 (以 下 「 札 」 と し) の 規 定 の 適 用
七 札 (以 下 「 札 」 と し) の 規 定 の 適 用

八 争 入 札 発 行 (以 下 「 争 入 札 」 と し) 及 び 札 競 争 入 札 発 行 (以 下 「 争 入 札 」 と し)

九 争 入 札 発 行 (以 下 「 争 入 札 」 と し) 及 び 札 競 争 入 札 発 行 (以 下 「 争 入 札 」 と し)

十 争 入 札 発 行 (以 下 「 争 入 札 」 と し) 及 び 札 競 争 入 札 発 行 (以 下 「 争 入 札 」 と し)

十一 争 入 札 発 行 (以 下 「 争 入 札 」 と し) 及 び 札 競 争 入 札 発 行 (以 下 「 争 入 札 」 と し)

十二 争 入 札 発 行 (以 下 「 争 入 札 」 と し) 及 び 札 競 争 入 札 発 行 (以 下 「 争 入 札 」 と し)

十三 争 入 札 発 行 (以 下 「 争 入 札 」 と し) 及 び 札 競 争 入 札 発 行 (以 下 「 争 入 札 」 と し)

十四 争 入 札 発 行 (以 下 「 争 入 札 」 と し) 及 び 札 競 争 入 札 発 行 (以 下 「 争 入 札 」 と し)

十五 争 入 札 発 行 (以 下 「 争 入 札 」 と し) 及 び 札 競 争 入 札 発 行 (以 下 「 争 入 札 」 と し)

十六 争 入 札 発 行 (以 下 「 争 入 札 」 と し) 及 び 札 競 争 入 札 発 行 (以 下 「 争 入 札 」 と し)

十七 争 入 札 発 行 (以 下 「 争 入 札 」 と し) 及 び 札 競 争 入 札 発 行 (以 下 「 争 入 札 」 と し)

十八 争 入 札 発 行 (以 下 「 争 入 札 」 と し) 及 び 札 競 争 入 札 発 行 (以 下 「 争 入 札 」 と し)

各 申 込 み の うち 応 募 額 を 順 次 割 り
も の か ら そ の 応 募 額 を 順 次 割 り
当 て る 。

十 一 発 行 価 格 日	十 一 発 行 価 格 日	九 振 替 単 位	八 最 低 額 面 金	七 イ 払 込 金 額						六 イ 発 行 額								
				行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	イ 格 競 争	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	イ 格 競 争	行 争 入 札 発 競
平 成 十 九 年 二 月 十 三 日	す の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	千 万 円	円	千 三 百 六 十 二 億 七 千 二 百 十 六 万	万 三 千 百 五 十 八 億 九 千 九 百	一 兆 八 千 五 百 八 十 八 億 九 千 九 百	額	億 七 千 万 円	額 面 金 額 で 千 三 百 六 十 六 億 円	額 面 金 額 で 一 兆 八 千 六 百 三 十	込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。	募 限 度 の 範 囲 内 に お い て 各 申	各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ご と の 応			

十七	十六	十五	十四	十三	十二	口	イ
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額	償還期限	募入平均	行争入札発競
平成十九年二月十三日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に	十六銭百円につき九十九円七	額面金額百円につき九十九円七